

令和7年度「こどもまんなか熊本・実現計画」(具体施策編)の概要(個票)

※下線部は、新規・拡充（ゼロ予算の内容を含む）の箇所

こどものライフステージに応じた支援	1
多様な体験の機会づくり	2
グローバル人材育成の推進	4
外国人住民のこども・若者への支援	5
快適な交通環境づくり	6
子育てしやすい住まいづくりの推進	7
こども誰でも通園制度・病児保育への対応	8
いじめ・不登校への対応	9
インクルーシブ教育システムの構築	10
魅力ある学校づくり	11
若者の夢が実現できる環境整備	12
若年女性の起業支援	13
熊本県内就労・就業応援	14
雇用と経済基盤安定のための取組みへの対応	16
悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援	17
希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援	18
結婚支援等の更なる推進のための調査研究	19
ライフデザイン支援	20
不妊治療の経済的支援の充実	21
周産期医療体制の充実	22
産後ケアの広域体制の整備	23
あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援	24
子ども医療費や多子世帯の保育料の軽減	25
入院中のこどもの家族の付き添い等に関する環境改善	26
「親の学び」の機会の充実	27
県庁が率先して取り組む子育てしやすい職場環境づくり	28
民間企業が取り組む子育てしやすい職場環境づくりの支援	30
こどもの居場所づくり	31
ひとり親家庭への支援	32
特に支援が必要なこどもへの支援	33
児童虐待の未然防止・早期対応	34
医療的ケア児等の障がい児の支援	35
自殺対策	36
通学路の防犯カメラの設置と交通安全対策	37
施策を推進するために必要な事項	38
「こども未来創造会議」や業界との意見交換の実施	39
保育人材不足への対応と不適切な保育への対応	40
教職員の働き方改革の更なる推進	41
「こどもまんなか熊本」の気運醸成	42

こどものライフステージに応じた支援

【課題】

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。

例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。

また、こどもたちは、自然体験を通して、農林畜水産業の魅力に触れ、感動したり驚いたりしながら、農村地域が果たす多面的機能への理解や食への関心等を深め、「生きる力」を育んでいきます。

しかしながら、そのような経験が少なくなっていることから、こどもたちの自然体験を増やしていくことが重要です。

【内容】

- 保育士等の養成施設において、中高生に対する保育体験講座を実施します。これにより、こどものころから自分より小さなこどもと触れ合う経験の機会の創出にもつながります。
- 農業では、中山間地域等におけるこども向け農業体験交流活動や、「こども」や「都市住民」と地域とのつながりを強化する農泊¹事業者の取組み等を支援します。また、食の名人による学校での出前授業や親子向け郷土料理講座等を行い、こどもの地域農業や食文化への関心を醸成します。
- 林業では、林業体験活動、自然観察等の森林環境教育や、木製遊具貸出や保育園等への木製品導入補助による木育活動の取組み等を支援します。
- 水産業では、小中高生向けの漁業体験教室の取組み等を支援します。
- 商店街を活用したこども主体の体験活動や交流イベント等の多様な体験の場を提供することで、商店街への誘客促進を図るとともに、こどもたちの労働観・職業観を育成します。また、商店街における空き店舗等を活用した子育て支援の取組みや防犯・交通安全対策の取組みを支援し、地域における子育てやこどもを守る環境を構築します。
- 各地域で芸術文化活動を行っているこどもたちの地域間交流を促進し、地域を超えた芸術文化交流により、他地域の文化を知る・触れる機会を創出します。
- 国際バドミントン大会「熊本マスタースジャパン」を通じてこどもたちに、世界トッププレイヤーと触れ合える場を提供し、スポーツに親しむ環境を提供するとともに、トップアスリートとの交流を通して、こどもたちの夢づくりを促進します。
- 芸術家を目指す学生及び若手芸術家の海外渡航費及び講習費を支援し、将来の熊本の文化芸術を担う若手芸術家等のチャレンジを後押しします。
- 「くまもとこども芸術祭」を開催し、地域文化の体験機会、発表の場を創出することにより、次代の地域文化を担うこどもたちの主体性を育成します。
- ロアッソ熊本の選手によるサッカー教室などの県民との交流を促進するイベントを実施することにより、こどもたちの夢づくりを促進し、地域の活性化を図ります。

¹ 農村に宿泊し、滞在中に地域資源を活かした食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。

【関連事業】

- 新 保育士養成施設に対するキャリア教育等支援事業(子ども未来課)
- 拡 都市農村交流事業(むらづくり課)
 - 未来につなぐふるさと応援事業(むらづくり課)
- 拡 ふるさとの食継承・活用推進事業(むらづくり課)
 - 未来につなぐ森づくり事業(森林保全課)
 - くまもとの森林環境教育推進事業(林業振興課)
- 拡 未来の漁村を支える人づくり事業(水産振興課)
- 新 こどもキラキラ商店街支援事業(商工振興金融課)
 - 子ども芸術文化活動支援事業(観光文化政策課)
 - 国際バドミントン大会誘致促進事業(スポーツ交流企画課)
 - くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業(観光文化政策課)
 - 熊本県芸術文化祭推進事業(観光文化政策課)
 - ロアッソ熊本によるサッカー普及振興事業(スポーツ交流企画課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(1)-イ-(遊びや体験活動の推進)

【課題】

グローバル化や国際競争が急速に進む中、国を越えてビジネスや社会活動することが当たり前となっている現代において、多様な文化や価値観を理解し、柔軟に対応できる人材を育むことが重要となっています。

【内容】

- ALTやICT機器の効果的活用等によるスピーキング力の強化など、小・中学校等、高等学校を通して英語教育を充実させ、主体的に英語で自分の気持ちや考えを伝えることができる児童生徒の育成を図ります。また、国際バカロレア教育プログラム²の導入により、その教育を通じて語学力や幅広い教養等の国際的素養を身に付けることを目指します。
- 異文化理解を深め、グローバルな視野を養うため、国外の高等学校や大学との交流、高校生の海外留学の推進、高校生が自身の考え等を外部に発信する力の強化を目的とした高校生向けワークショップの開催等、こどもたちの国際交流の機会創出等に取り組めます。
- モデル校におけるAIを活用した英語力向上や海外留学の推進に向けた取組み等を実施します。
- 海外進学・留学に向けた実践的指導等を行う海外チャレンジ塾、進学・留学に対する資金援助等を実施します。
- 地域に誇りを持った熊本発のグローバル人材育成のため、地域の伝統や文化等に関する学習等を通し、ふるさとを愛する心の醸成を行い、郷土に対する理解や愛着を深めます。
- 世界の中の日本・郷土熊本に誇りを持ち、グローバル社会に視野を向けたこどもの育成を図るため、小学6年生、中学生、高校生に、「夢」講話を行い、台湾への海外派遣による現地青少年との交流の機会を提供することで、次世代を担う人材の育成に繋がります。

【関連事業】

- 新 世界に羽ばたくグローバル人材育成事業(高校教育課)
- 新 くまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業(義務教育課)
- 国際教育支援事業のうちの一部(私学振興課)
- 「熊本の心」活用推進事業(社会教育課)
- グローバルジュニアドリーム事業(くらしの安全推進課)

【具体施策編の該当項目】

- 第2-1-(1)-イ-(こども・若者が活躍できる機会づくり)
- 第2-1-(3)-ア-(キャリア教育の充実、グローバル人材の育成)

² 国際バカロレア機構(本部ジュネーブ)が提供する、国際的な視野を持った人材を育成するための教育プログラムです。

【課題】

TSMC 等の進出に伴い増加している外国人住民のこども・若者を、地域社会の一員として受け入れ共に生きていくため、就学支援や日本語指導等、教育環境の整備が求められています。

【内容】

- 日本語指導が必要な児童生徒の学習環境の充実に向けて、公立小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等を把握し、児童生徒の支援体制の強化に努めます。
- 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する自治体からモデル地域を指定し、日本語指導の教育環境整備に向けた取組みを推進します。
- 外国人サポートセンターを運営するとともに、「やさしい日本語」の普及や日本語教育の人材育成等を行います。その他、外国人受入連絡協議会等を設置し、外国人共生環境を整備する市町村に対し補助事業等の支援を行います。さらに市町村の多文化共生の取組を後押しするため、県が市町村にコーディネーターを派遣し、課題解決に向けての伴走型支援を実施します。
- TSMC 関連企業の進出に伴い増加する外国籍児童生徒の受入れを行い国際的水準の教育を提供する私立教育機関への助成を実施します。
- 外国人を含めた住宅確保要配慮者に住まいの情報提供等を行う「市町村居住支援協議会」の設立をサポートする専門家の派遣を実施します。
- 放課後児童クラブ等において、翻訳機等の購入に必要な経費を支援します。

【関連事業】

- 新 日本語指導モデル地域事業(義務教育課)
- 拡 外国人生徒受入支援事業(高校教育課)
- 拡 熊本県多文化共生支援事業(国際課)
国際教育支援事業のうちの一部(私学振興課)
- 新 市町村居住支援協議会設立支援事業(住宅課)
- 新 放課後児童健全育成事業等における ICT 化推進事業(子ども未来課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(1)-イ-(こども・若者が活躍できる機会づくり)

【課題】

こども・若者の快適な移動やその手段を確保するため、地域公共交通の維持・改善に取り組むとともに、国、市町村及び関係機関と連携を図りながら渋滞解消に向けた取り組みを推進し、地域ごとの特性に応じた公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた交通体系を構築していく必要があります。

【内容】

- 県民アンケートでも要望のあった渋滞対策について、車の流れを良くする道路施策と車から公共交通への転換を促す公共交通施策を連携して取り組みます。まずは、主要渋滞箇所が点在しTSMCの進出などにより交通状況が大きく変化している熊本市東部・北東部エリアを中心に、熊本市と連携した交差点改良やバスバイの整備による交通の円滑化に短期集中的に取り組むとともに、公共交通の利便性向上及び利用促進や基盤の整備、時差出勤の推進等を進めていきます。
- 渋滞対策事業に係る、時差出勤の推進及び効果検証や菊池南部地域の渋滞緩和に資する公共交通利用促進に取り組む団体への助成等を行います。
- 広域性・幹線性を有する路線バスの運行の確保・維持や、幹線公共交通ネットワークを補完するコミュニティ交通の充実を図る事業等を実施します。

【関連事業】

- 新 渋滞解消推進事業(交通政策課)
- 地方公共交通バス対策事業(交通政策課)
- 拡 単県道路改築事業(道路整備課)
- 地域道路改築事業(地域産業構造転換インフラ整備推進分)(道路整備課)
- 拡 単県交通安全施設等整備事業(道路保全課)
- 街路整備事業費(熊本地震分)(都市計画課)
- 単県街路促進事業費(熊本地震分)(都市計画課)
- 土地区画整理事業費(道路区画)(都市計画課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(1)-ウ-こどもたちが笑顔で育つ地域づくり

【課題】

県営住宅の入居申込者の約3割を子育て世帯が占めるなど安心して居住できる住環境へのニーズを踏まえ、こどもや子育て世帯の方が快適に利用できる住まいづくりを進める必要があります。

また、防災や衛生、景観など生活環境に影響を及ぼす恐れのある空き家が年々増加しており、こどもや子育て世帯の方が快適に生活できるまちづくりの観点から空き家対策を進める必要があります。

【内容】

- 県営住宅において、対面式キッチンや転落防止手すりの設置など子育て世帯向け住戸改善を行い子育て世帯の入居を促進するとともに、空き家をこどもや子育て世帯向けの施設等に改修する市町村への助成を行い、子育てしやすい生活環境整備を推進します。

【関連事業】

☑ 公営住宅ストック総合改善事業費(住宅課)

☑ 空き家活用促進モデル事業(住宅課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(1)-ウ-こどもたちが笑顔で育つ地域づくり

【課題】

こども誰でも通園制度の令和 8 年度からの本格施行に向け必要な準備を行う必要があります。

病児保育事業は、熊本県子ども・子育てプランにおいて全市町村の住民がサービスを利用できるような体制づくりをめざすとしていましたが、令和 6 年(2024 年)4 月 1 日時点で 35 市町村、47 箇所での実施という状況(市町村数は複数市町村での共同設置等を含む)であり、10 市町村でサービスが供給できていない状況です。病児保育事業者からは、病児保育サービス提供に関する理解促進や、県内での広域連携を希望する声があります。

【内容】

- こども誰でも通園制度の試行事業などに取り組んだ自治体から、スケジュールや課題などについて伺い、同制度にこれから新たにに取り組む市町村担当者と情報を共有します。
- 病児・病後児保育(保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の疾病等事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校就学児童について保育所、病院等で保育を行う事業)の運営に要する経費の一部を引き続き補助します。また、病児保育に関する市町村研修会を県主催で各市町村担当者も呼んで開催するとともに、広域連携に向けた方策を検討します。

【関連事業】

こども誰でも通園制度の知見共有(ゼロ予算事業)(子ども未来課)

病児・病後児保育総合推進事業(子ども未来課)

新 病児・病後児保育の県内広域体制の整備の検討(ゼロ予算事業)(子ども未来課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(2)-(地域の身近な場を通じた支援の充実

【課題】

令和5年度における県内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校での1,000人当たりのいじめの認知件数は31.0件で、全国平均57.9件より低い状況にありますが、こどもまんなか熊本・実現計画のパブリックコメントやこども未来創造会議ではいじめに関する意見が多数寄せられています。

全国的にも、不登校児童生徒は11年連続で増加しており、令和5年度は小学校・中学校で過去最多の34万人に上っています。令和5年度における県内小学校・中学校での1,000人当たりの不登校児童生徒数は40.8人であり、全国平均37.2人より多くなっています。

本県においてもいじめ・不登校への対応が急務となっています。

【内容】

- 県立学校において、いじめ匿名報告サイトの運用・周知を行い、活用します。
- 「不登校児童生徒への支援に関する協力者会議」を設置し、具体的な協議を進めていきます。
- 家から出ることができないこどもへの学びの場を確保するため、一人一台端末やオンラインを活用した学習支援の方策などについても議論するとともに、不登校児童生徒及びその保護者を対象にした必要な支援や要望等に関するアンケート結果をもとに、教育支援センターやフリースクール等を利用する不登校児童生徒に対する財政的支援、オンライン教育支援センターの設置に向けた試行、市町村が設置する校内教育支援センターの支援員補助等、不登校対策に活用していきます。
- いじめ・不登校等の生徒が抱える課題に対応するためにスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを活用する学校を支援します。

【関連事業】

- ☑ いじめ防止対策推進事業(学校安全・安心推進課)
- ☑ 不登校支援・適応指導事業(学校安全・安心推進課)
- ☑ SC活用事業、SSW活用事業(学校安全・安心推進課)
- ☑ スクールソーシャルワーカー補助事業(私学振興課)
- ☑ 私立高等学校等経常費助成費補助のうち一部(私学振興課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(3)-ア-(安全・安心に過ごせる学校づくり①いじめへの対応)

第2-1-(3)-ア-(安全・安心に過ごせる学校づくり②不登校への対応)

【課題】

障がい者の権利に関する条約は、共生社会の実現に向けて、障がいのあるこどもと障がいのないこどもがともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築を求めています。障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、持てる力や可能性を最大限に伸ばしつつ、可能な限りともに学び育ちあうとともに、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育を推進するための仕組みづくりに取り組む必要があります。

【内容】

- 県立特別支援学校と高等学校を一体的に運営するモデル構築に向けた実証的な研究に取り組むとともに、本県が目指すインクルーシブ教育について、外部有識者等の御意見を伺いながら検討を行います。
- 障がいのあるこどもとないこどもが学び合う機会や環境整備の充実を図るとともに、現在それぞれの学びの場で学ぶこどもたちの教育的ニーズに応じた学びの質を高めます。
- 県立高等学校(県立中学校含む)に、特別支援教育支援員を引き続き配置します。

【関連事業】

- インクルーシブ教育システム構築事業(特別支援教育課)
- 多様な学びの場整備事業(特別支援教育課)
- 発達障がい等支援事業(特別支援教育課)
- 特別支援教育充実事業(特別支援教育課)
- 特別支援教育環境整備事業(施設課)
- 医療的ケア児等支援事業(特別支援教育課)

【具体施策編の該当項目】

- 第2-1-(3)-ア-(障がいや多様な教育的ニーズに応える)
- 第2-5-(2)-(障がい児支援・医療的ケア児への支援)

【課題】

少子化による生徒数の減少が見込まれる中、新しい時代に対応した学びの充実と地域における持続可能な学校づくりのためには、地元自治体や地域の企業、大学、他の高等学校など多様なパートナーとの連携した学びの推進や連携充実のためのコーディネーターの配置等に取り組む必要があります。

【内容】

- 地元市町村等と力を合わせた県立高校の魅力づくりを実現させるため、県立高校魅力化のための地域との協働体制(高校魅力化コンソーシアム)の先導モデルを構築します。
- 企業と連携して多様な人材の育成を行う県立高校において、更なる学びの充実のための学習環境の整備等を行います。

【関連事業】

- 新 キラリと光る県立高校魅力づくり事業(高校教育課)
- 新 企業との連携による特出した高校魅力化推進事業(高校教育課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(3)-ア-(魅力のある学校づくり)

若者の夢が実現できる環境整備

【課題】

本県の社会増減をみると、近年は女性の転出超過が男性を上回っており、20代女性の転出が特に多い状況です。本県からの転出者を対象に実施したアンケート調査³によると、「熊本に戻ると仮定した場合、やりたい仕事のイメージとして近いものはどれですか」という問いに対し、「自分の能力やキャリアを生かした仕事がしたい」と回答した人が最多の63%という結果となりました。また、同調査におけるヒアリング⁴では、「熊本でキャリアを積めるか不安」「能力を活かせる仕事や希望する職種の仕事がない」などの声が挙がっています。

加えて、結婚や出産を機に仕事を辞めて、子育てが一段落してから再び仕事を始める女性が多い(M字カーブ)、離職した女性が再就職する際は非正規の割合が高く、正規雇用率が出産期以降は低下し続ける(L字カーブ)などの全国的な課題もあります。

【内容】

- 女性が結婚や出産、子育てにより、キャリアが途切れることなく、働き続けられるようにするため、若年層の女性が描くライフスタイルやキャリアパスを実現する上で、起業が選択肢の一つとなるよう、講座や伴走型の支援を実施します。
- 対象は、自分の能力やキャリアを十分活かすため、企業に属さず(起業する)働く女性とし、アイデア段階、少しでも起業に興味がある、起業するには何から始めればいいのか分からない等の基礎レベルから受講しやすい内容とします。例としてハンドクラフト(手芸、アート、工芸品など)、飲食(キッチンカー、カフェ、弁当屋)等、低コストで始められる業種・業態も含めます。
- 女性起業家として前線を走る講師を招いたセミナーや、心構え、お金の話、人を雇うとは等、起業する上での準備段階から、基礎編、応用編、実践編など、複数回に分けて実施するとともに、受講者のスピードに合わせ、個別に断続的にフォローする伴走型の支援体制を整備します。また、相互に支え合うため、起業家や起業を志す者(研修受講者や修了者)のネットワーク構築を目指します。

【関連事業】

新 若年女性の起業支援(男女参画・協働推進課)

【具体施策編の該当項目】

第2-2-(2)-(移住・定住支援、企業誘致、創業支援等)

³ R4 年度実施「女性が住みたくなるスタートアップ事業調査」におけるアンケート調査。熊本から東京圏・大阪圏・福岡県に転出した20代～30代男女906人を対象に実施。

⁴ R4 年度実施「女性が住みたくなるスタートアップ事業調査」におけるヒアリング調査。熊本県出身の20代～30代女性34人を対象に実施。

【課題】

進学や就職の際に、県外でしか学べないことやできない仕事があり、また、県内若者に業界や県内企業等の魅力が伝わっていない、又は魅力が不足しているため、高校生をはじめとする熊本で働きたい・住み続けたいと思う若者の県外流出に繋がっていると考えられます。

また、30代から40代前半の女性の有業率は男性より低く、これは子育て中や子育てがひと段落した女性に対し、ニーズに合った職場環境等を整備した県内企業の情報が届いていないことや、県内企業の女性が働きやすい職場環境の整備が不十分なことが原因と考えられます。

農林畜水産業においては、高齢化等により従事者の減少が今後一層見込まれる中、熊本県の農林畜水産業を持続的に維持していくために、担い手を確保・育成するとともに、地域の経営資産と優れた技術を次世代に引き継いでいくことが重要です。

【内容】

- 県内産業界における人手不足が深刻になる中、様々な情報発信や出会いの機会の創出により、若者にブライ企業をはじめとした県内企業の魅力を知ってもらうとともに、潜在求職者のうち、有業率が低い年代の女性が就労するきっかけとなる場を創出することにより、県内人手不足企業への労働移動及び県内就労促進を図ります。
- 県内企業に対し、インターンシッププログラムの作成や子育て世代の女性等を採用するために必要な環境整備などについて学ぶセミナーを実施することにより、人材確保を支援します。
- 県内に就職する若者の奨学金返還等を支援する制度を実施することにより、熊本で働きたい・住み続けたいと思う若者の県内就職と定着を支援します。
- 農林畜水産業を志す若者に対しては、就業に向けた必要な情報の提供、実践力を身に付ける研修、就業時の資機材導入助成、就業後の生産性・収益性向上のための支援等を行います。
- 就職支援や、生徒の社会生活への円滑な移行、早期離職防止を図るため、県立高等学校に『くまもとキャリアサポーター』を配置し、生徒の進路選択の自由や進路を保証します。

【関連事業】

- 新 くまもと県内就労応援事業(労働雇用創生課)
- 「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業(商工政策課)
- ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業(商工政策課)
- 創業・新分野進出推進事業(産業支援課)
- 新 新しい熊本農業のリーダーズ共創事業(担い手支援課)
- 新 くまもと農業経営・就農・継承支援事業(担い手支援課)
- 農業次世代人材投資事業(担い手支援課)
- 新規就農者育成総合対策事業(担い手支援課)
- ノウフク推進活動事業(担い手支援課)
- 中高年就農支援事業(担い手支援課)
- 自伐林家等育成対策事業(森林整備課)
- 豊かな森林づくり人材育成事業(林業振興課)
- 拡 未来の漁村を支える人づくり事業(水産振興課)

【具体施策編の該当項目】

第2-2-(2)-(若者の県内就労・就業促進)

第2-2-(2)-(雇用と経済的基盤の安定のための取組み)

【課題】

社会情勢や家庭の事情などにより、望まずに不安定な非正規雇用労働者となっている方については、正規雇用化を支援する必要があります。

エネルギー価格や原材料費の高騰、気候変動や国際情勢の複雑化など、不確実性が高まる中で、多様化する経営環境の変化に地場企業が対応するためには、地場企業における長期的かつ持続的に稼ぐ力を向上させることが必要です。

県民アンケートでは、結婚したくない理由に「経済的に余裕がない」又は「経済面に不安がある」と回答する層が一定数あり、また、こどもを持たないライフスタイルを希望する県民にその理由を尋ねると、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という回答が最も多です。

また、本計画策定にあたって聴取した意見には、賃上げを求める声が多くあります。

このような状況を踏まえ、企業が行う賃上げの実現を下支えするためにも、賃上げの原資を獲得できるような支援が求められています。

【内容】

- JR水前寺駅 2 階に設置している「ジョブカフェくまもと」では若年者を対象に、各広域本部・地域振興局に設置している「ジョブカフェ・ランチ」では全ての年代を対象に、希望する非正規雇用労働者の正規雇用化を支援します。
- 人手不足の解消や持続的な賃上げを実施するためには、生産性や売上向上により経営基盤を強化する取組みが必要です。そのため、国や県の補助事業を活用し生産性や売上げを高め、持続的な賃上げ等の実現に取り組む事業者を後押しします。
- 中堅企業を目指し、成長を志向する企業の稼ぐ力の向上＝企業成長(シンカ)に向け、成長を志向する経営者への経営戦略支援、DX・GXをはじめとした実装支援などに取り組めます。
- 物価高騰等の社会環境の変化によるコストの上昇に対し、周知啓発と価格転嫁の手法を学ぶセミナーの開催等により、適切に価格転嫁できる環境整備に取り組み、労務費を含めた価格転嫁の円滑化を推進することで、賃上げの実現に繋がります。

【関連事業】

ジョブカフェ関連事業(労働雇用創生課)

熊本県地域無料就労相談窓口運営事業(労働雇用創生課)

新 中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業(商工振興金融課)

新 シンカ企業創出推進事業(産業支援課)

新 価格転嫁の円滑化推進事業(商工政策課)

【具体施策編の該当項目】

第2-2-(2)-(若者の県内就労・就業促進)

第2-2-(2)-(雇用と経済的基盤の安定のための取組み)

【課題】

若者は、人生における様々なライフイベントが重なり、自らの価値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。

【内容】

- 主に15歳～40歳未満のこども・若者のうち、ニート、不登校、ひきこもり、非行等の課題を抱え、社会的自立が困難な者やその家族等を対象にした相談窓口である「こども・若者総合相談センター」において、当事者や家族又は支援機関の相談に応じ、適切な支援機関に繋ぐことで、当事者の福祉の増進を図ります。
- 複合化・複雑化した福祉ニーズ等に対応する市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組みを支援し、ひきこもりなどの制度の狭間の課題への支援に取り組みます。
- いじめや不登校等をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止及び解消のため、全国統一ダイヤル「24 時間子供SOSダイヤル」の運用を行います。

【関連事業】

子ども・若者総合相談センター事業(子ども家庭福祉課)

地域共生社会推進事業(健康福祉政策課)

☒ 生徒指導支援事業(学校安全・安心推進課)

【具体施策編の該当項目】

第2-2-(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援の充実

希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

【課題】

基本方針編において、「こどもまんなか熊本」の実現に向けて、希望に応じた結婚等への支援や結婚・子育てに希望を持てる環境の整備を行うこととしているほか、婚活・結婚の重点的支援や「よかボス企業」の優遇施策の充実・登録企業への取組深化の求めの記載があり、その具体化を検討する必要があります。

他方、これまで県として、「よかボス企業」の普及促進、結婚応援の店、ライフデザイン支援、少子化対策総合交付金(結婚チャレンジ事業)による市町村支援、地域で結婚等の支援活動を行う「まちのよかボス」の活用などの取組みを行ってきたが、それらの施策の検証が不十分であり効果が不透明であること、かつより効果的な方法を考える余地があると考えられること等が課題と考えられます。

【内容】

- こどもまんなか熊本の実現に資する県としての結婚支援等の在り方を再点検し、次年度以降の効果的な事業実施につなげます。

【関連事業】

新 「くまもとスタイル」結婚推進事業(調査研究事業)(子ども未来課)

【具体施策編の該当項目】

第2-3-(1) 結婚支援

【課題】

県の平均初婚年齢は上昇傾向にあるように、晩婚化が進んでおり、妊娠を望んでいても妊娠が難しい状況になるケースが生じています。若い世代が、自身の判断で結婚するかや子どもをもつかについて選択できるよう、早い段階で、自身の体の状態を知り、ライフデザインを描けるようにすることが必要です。

【内容】

- 卵巣に残る卵子の数を予測する検査費用を助成し、自らの健康及び妊娠・出産等のライフプランを考えることにより、希望する妊娠・出産が実現することを目指します。
- 令和7年度は試行としてモデル的に妊孕性についての理解を促す説明を行うとともに、AMH(卵巣予備能)検査⁵を実施し、検査前と後での妊娠・出産に関する意識や考え方の変化を検証し、令和8年度以降の本格実施の在り方を検討します。
- 結婚後、妊娠を望む夫婦において妊娠が困難な場合、妊孕性検査等を踏まえ、早期に不妊治療を開始することで、妊娠・出産の可能性が高くなるため、不妊治療への支援も行います。

【関連事業】

- 新 プレコンセプションケア普及啓発推進事業(子ども未来課)
- 脳 少子化対策総合交付金(先進医療費助成)(子ども未来課)

【具体施策編の該当項目】

- 第2-1-(1)-エ-(プレコンセプションケアを含む成育医療に関する相談支援等)
- 第2-3-(2)-不妊治療等の支援

⁵ 卵巣に残っている卵子の数を測る検査で、不妊症の原因となる病気の早期発見につながります。

【課題】

県内において少子化が進んでいる状況である一方、初婚・第一子出産年齢が高くなっており、令和3年のデータでは、不妊の検査・治療を受けたことがある夫婦は4.4組に1組(過去最高)となっているほか、全国で生殖補助医療によって生まれたこどもの割合も全出生の約14人に1人(過去最高)となっています。

一般不妊治療及び生殖補助医療の基本的な治療については、令和4年度に保険適用で3割負担となり、更に県からも一般不妊治療に対して補助を行っており、経済的負担は軽減できていますが、生殖補助医療(先進医療)については、国において保険適用に向けて研究中であるため10割負担(保険診療と併用)となり、経済的な負担が大きく、この点についての補助を行ってほしいとの県民や市町村からの要望の声も上がっています。

【内容】

- 一般不妊治療への助成か生殖補助医療(先進医療)への助成切り替えか、市町村の状況に合わせ経過措置として選択できることとし、令和8年度から原則として生殖補助医療(先進医療)への助成のみとします。
- 熊本県女性センターにて不妊症に悩む方が気軽に相談できる場を引き続き確保し、様々な疑問を解消することを目的に相談事業取り組みます。

【関連事業】

- ☑ 少子化対策総合交付金事業(先進医療費助成)(子ども未来課)
不妊対策事業(子ども未来課)

【具体施策編の該当項目】

第2-3-(2) 不妊治療等の支援

【課題】

本県の周産期医療提供体制は、産科医師の不足や高齢化、出産数の減少等により分娩取扱施設、妊婦健診実施医療機関数が減少しており、特に熊本市以外の地域で厳しい状況となっています。

このため、産科医師の確保・育成に継続的に取り組むとともに、限られた医療資源を有効活用しながら地域の実情に応じた医療提供体制の構築や妊産婦への支援等に取り組み、県内どこでも安心して出産ができる環境を整備する必要があります。

【内容】

- 遠方の分娩取扱施設で妊婦健診を受ける必要がある際の交通費、出産する必要がある妊婦への交通費・宿泊費を支援することで、安全・安心な妊娠・出産環境を整備します。
- 家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対し、入居又は通いによる食事の指導、日常生活を営むために必要な便宜の供与、その他必要な支援や情報提供を行うことで、こどもを安心して産み、育てられる環境整備につなげます。
- 母体・新生児に対して高度な医療を提供する周産期母子医療センターへの支援や産科医師の確保・育成等に継続的に取り組むとともに、周産期医療体制を強化するため、くまもとメディカルネットワークを活用したハイリスク所見のある妊婦の高次医療機関によるモニタリングや周産期医療ホットライン(緊急連絡用に周産期母子医療センターや各地域の中核病院等に配備したスマートフォン)を活用した母体の救急搬送の円滑化に取り組めます。
- 産科・小児科の医療提供体制を確保するため、分娩数が減少している分娩取扱施設や、患者数が減少し、地域に不可欠な小児医療の拠点でありながら運営に影響を来している医療機関を支援します。

【関連事業】

- ☑ 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業(子ども未来課)
妊産婦等生活援助事業(子ども家庭福祉課)
- ☑ 周産期医療対策事業(医療政策課)
産科医・新生児科医等確保事業(医療政策課)
- ☑ 産科・小児科医療確保事業(医療政策課)

【具体施策編の該当項目】

第2-3-(3)-(周産期医療体制の充実)

【課題】

出産年齢の高齢化や入院期間の短縮化などにより、特に出産直後は、肉体的にも回復しておらず、育児に慣れていない時期の母親への支援が必要とされています。

しかし、地域によって産後ケア事業を行う医療機関等の偏在があり、支援を受けられない場合があります。また、里帰り出産時にも支援が受けられる体制が望まれています。

母親の孤立を防ぎ、県内どこにいても産後ケアが受けられる体制を整備する必要があります。

【内容】

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。併せて、産後ケアの県内の広域調整を実施します。
- 地域子育て相談機関(保育所や地域子育て支援拠点等)と連携し、気軽に相談できる体制を整備します。

【関連事業】

新 産後ケア事業(子ども未来課)

産後ケアの県内広域体制の整備(ゼロ予算事業)(子ども未来課)

【具体施策編の該当項目】

第2-3-(3)-(産後等の支援)

第2-3-(3)-(産前から産後までの切れ目ない支援)

あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

【課題】

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、県では、子ども医療費の助成に取り組んでいます。また、多子世帯への保育料の軽減についても、本県の人口が減少局面を迎えている中において、3人以上のこどもを産み育てる多子世帯の割合は他都道府県と比較して高い傾向にあり、子育て世帯の中でも特に多子世帯の負担軽減に取り組むものです。こうした子育てに係る基幹的な経済的支援については、自治体による取組みの差が生じることは好ましいことではなく、国の統一的な取組みが必要です。

【内容】

- 子ども医療費助成については、現行の助成制度を引き続き実施します。併せて、全国一律の制度化と支援基準の充実を図ることを引き続き国に求めています。
- 多子世帯への経済的支援として、満3歳未満の第3子以降のこどもへの保育料の無償化について、市町村と連携しながら取り組んでいます。併せて、幼児教育・保育の無償化について引き続き国に求めています。

【関連事業】

- 子ども医療費助成事業(子ども未来課)
- 多子世帯子育て支援事業(子ども未来課)

【具体施策編の該当項目】

- 第2-4-(1) 子育てや教育に関する経済的負担への対応

【課題】

こども家庭庁が実施した実態調査において、こどもが入院した際に家族が付添いを行っている状況があることが確認されていますが、こどもの付添いを希望する家族において、十分な休息などが確保されていないといった課題が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、こどもや家族が安心して入院することができるよう環境改善に取り組む必要があります。

【内容】

○ 入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善のため、こどもの付き添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド、寝具等や、家族の食事のための調理器具(食事を温める電子レンジ等)、また、家族が入院の付添ができない場合において、小児患者が家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を整備する医療機関に対して必要な経費の一部を補助します。

【関連事業】

新 入院中のこどもの家族の付き添い等に関する環境改善事業(医療政策課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(3)-エ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等

【課題】

家庭は、教育の原点であり、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものですが、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されており、また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめやこどもたちの自尊心の低さが課題となっています。親が学ぶ機会を充実させていく必要があります。

【内容】

- 就学前施設における「親の学び」推進園の指定拡大を図るとともに、福祉部局との連携により乳幼児健診の機会を活用し、親になって間もない乳幼児の保護者を対象とした「親の学び」講座等の推進に取り組みます。併せて、保護者が自宅でも繰り返し学ぶことができる映像資料の活用の推進にも取り組みます。
- 家庭教育を支援する社会的気運を醸成するため、家庭教育支援員の配置を促進し、地域や社会教育関係団体等と連携しながら、くまもと家庭教育支援チームの登録拡大、「親の学び」トレーナー等の人材育成に総合的かつ継続的に取り組みます。
- 家庭において、こどもたちの基本的な生活習慣を育成するための取組を推進します。また、一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるよう、こどもと家庭と一緒に休める環境整備に取り組みます。

【関連事業】

☒ 家庭教育「親の学び」推進事業(社会教育課)

【具体施策編の該当項目】

- 第2-1-(1)-イ-(生活習慣の形成・定着)
- 第2-1-(3)-ア-(家庭・地域の教育力の向上)
- 第2-4-(2)-(親の学びと家庭教育支援)

【課題】

県庁内の20～30歳代の若手職員で構成する「こどもまんなか応援団」からの令和6年8月の要望書にあるように、県庁の働き方が変わり、県庁が率先して子育てしやすい職場環境づくりに取り組むことで、そのよき流れが民間企業へも波及し、全県的に子育て世帯や今後こどもを持つ世代が働きながら子育てを楽しみつつ、キャリアを形成できる県となることが重要です。

各職員が子育てしやすい職場環境を作るためには、長時間労働の是正や柔軟な働き方を取り入れること等によるワーク・ライフ・バランスの確保に加え、上司等による休暇・休業の取得勧奨や業務分担の柔軟な見直し等を通じ、気兼ねなく育児に参画できる組織風土を醸成することが必要です。

【内容】

- 令和12年度までに育児休業2週間以上の取得率85%という目標を達成するため、従来の「ハッピーシェアウィークス」の取組みに加え、熊本県育児休業サポート職員の配置や勤勉手当(育児休業サポート分)加算などにより、男性職員の育児参画を促すとともに、育児休業申請等に係る手続きの簡素化なども行います。
- 子にかかる扶養手当の増額、子の看護休暇の取得要件の緩和(子の行事参加(入園・卒園式、入学・卒業式)を追加)など、職員が子育てしやすい処遇改善に取り組めます。
- 結婚、出産、子育てをイメージしやすくするため、子育ての先輩、育休取得経験職員と対面で双方向のやり取りをしながら経験談を聴ける機会として令和元年度まで行っていた「子育て交流の間」を再開します。
- 令和6年9月から試行運用を行ってきたテレワークの拡充について、アンケート調査・分析・課題整理の上、令和7年度から本格運用を行うとともに、テレワーク環境の改善の検討を行います。
- 職員個人に過度な負担をかけることがないよう「カスタマーハラスメント対応マニュアル」の活用等を通して、働きやすい職場づくりを進めます。
- 長時間労働の是正に向け、勤務間インターバル制度の本格導入や、デジタルを活用した業務改善などに取り組めます。
- 県庁幹部職員によるよかボス宣言の実施を継続するとともに、「こどもまんなか応援団」との意見交換などを通して子育て世代の声を広く聴取するなど、県庁内において、休暇・休業の取得や気兼ねなく育児に参画できる機運醸成に努めます。

【関連事業】

ハッピーシェアウィークス(男性職員の育児に関する休暇・休業取得促進プログラム)継続(人事課)
男性職員の育休取得促進事業(人事課)

- 新 勤勉手当(育児休業サポート分)の新設(人事課)
 - 新 テレワークの拡充の本格運用(人事課)
 - 新 テレワーク環境改善の検討(人事課、システム改革課)
 - 新 子の看護休暇の取得要件の拡大(人事課)
 - 新 子にかかる扶養手当の増額(人事課)
- 県庁幹部職員によるよかボス宣言(子ども未来課)

「子育て交流の間」の再開(人事課)

新 育児休業申請等手続の簡素化(人事課)

女性職員の管理職登用拡大(人事課)

新 カスタマーハラスメント対策の実施(人事課)

【具体施策編の該当項目】

第2-4-(3)-(県庁での率先的な取組み)

【課題】

それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できる子育て支援制度の充実など、民間企業が取り組む子育てしやすい職場環境づくりを支援する必要があります。

【内容】

- 働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を「ブライト企業」として認定し、その優れた取組みを広く周知することにより県全体の労働環境や処遇の向上を図るとともに、熊本で働きたい・住み続けたいと思う若者の県内就職と定着を支援します。
- 結婚・子育て・介護など従業員の生活と仕事の充実を応援する「よかボス企業」について、令和7年度も引き続き運用を続けつつ、登録後の状況を調査するとともに、その施策の充実の仕方や登録企業への取組みの深化の求め方を検討し、令和8年度以降の展開につなげていきます。
- 国で実施している子育てサポート企業認定制度「くるみん認定」について、県 HP や県主催の研修会の場合等を活用し、周知を図ります。

【関連事業】

熊本県ブライト企業推進事業(労働雇用創生課)

☑ 「くまもとスタイル」結婚推進事業(子ども未来課)

☑ 子育てサポート企業認定制度「くるみん認定」の周知(ゼロ予算事業)(子ども未来課)

【具体施策編の該当項目】

第2-2-(2)-(若者の県内就労・就業促進)

第2-4-(3)-(共働き、共育て世帯への支援)

第2-4-(3)-(職場風土や意識の改革)

第2-4-(3)-(取組みの県内への波及)

【課題】

地域の繋がりが希薄化し、こども・若者が地域コミュニティの中で育つ環境が減っている状況にある中、こどもが気軽に集える地域の居場所づくりに取り組む必要があります。

【内容】

- 放課後児童クラブを整備し、こどもの健全育成及び保護者の仕事と子育ての両立を支援します。
- 「こども食堂」や「地域の学習教室」⁶など、こどもが気軽に集える地域の居場所づくりを推進します。「こども食堂」については、その開設にあたって課題となっている食材の確保に対する支援のほか、運営面のサポート等を行うコーディネーターを配置することで、こども食堂の開設・運営を細やかに支援します。
- 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての児童生徒等の安全・安心な活動場所を確保し、「地域未来塾」や「放課後子供教室」など地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。
- こどもの居場所にもなる「地域の縁がわ」の普及・促進のため、相談窓口の設置等を行うとともに、地域の核となる団体を調査することで、市町村の包括的支援体制整備の推進を図ります。

【関連事業】

放課後児童クラブ施設整備事業(子ども未来課)

断 こどもの居場所づくり支援事業(子ども家庭福祉課)

居場所づくりの支援(放課後子供教室・地域未来塾)(社会教育課)

断 地域の縁がわづくり推進・支援事業(健康福祉政策課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(3)-ウ-居場所づくり

第3-3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成

⁶ 家庭の事情や悩み等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭のこどもに対し、地域における最寄りの学びの場を提供する事業です。

【課題】

ひとり親家庭の就労率の高いものの、相対的貧困率が40.9%と非常に高い水準にあります。児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じ、生活支援、子育て支援、資格取得支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む必要があります。

【内容】

- 母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、ワンストップの相談対応、SNSを活用したプッシュ型の情報提供を行います。
- より良い条件での就労を実現するため、就業相談の実施や資格取得の支援を行います。
- 児童扶養手当の支給、母子父子福祉資金の貸付、ひとり親家庭の医療費助成等の支援により経済的な自立を推進します。
- 「こども食堂」や「地域の学習教室」など、こどもが気軽に集える地域の居場所づくりを推進します。
- 経済的自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付ける「ひとり親家庭住宅支援資金貸付」について、貸付の上限額を4万円／月から7万円／月に拡充することで、ひとり親の就労意欲を高め、自立の促進を図ります。
- 物価高騰に苦しむひとり親家庭に対し、各地の母子会を通じて食料品(米)の配布を行うとともに、それを契機としてひとり親家庭福祉協議会の公式 SNS への登録を促し、プッシュ型による情報提供を積極的に行います。

【関連事業】

ひとり親家庭等支援事業(子ども家庭福祉課)

☞ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(子ども家庭福祉課)

児童扶養手当支給事業(子ども家庭福祉課)

母子父子寡婦福祉資金貸付金事業(子ども家庭福祉課)

ひとり親家庭等医療費助成事業(子ども家庭福祉課)

☞ こどもの居場所づくり支援事業(子ども家庭福祉課)

ひとり親家庭等物価高騰緊急支援事業(子ども家庭福祉課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(3)-ウ 居場所づくり

第2-4-(2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築

第2-4-(4) ひとり親家庭への支援

第3-3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成

特に支援が必要なこどもへの支援

【課題】

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和5年度(2023年度)2,739件にのぼり、平成25年度(2013年度)597件の4.6倍に増加しています。

このような状況において、課題を抱える子育て家庭への適時かつ適切な支援を実施し、児童虐待の未然防止・早期発見に取組み、児童の権利を守り、安心・安全な養育環境において健全な成長を支援することが求められています。

【内容】

- 全てのこどもを対象にした子育て支援を行う市町村と心理士等の専門性を活かした相談対応等を担う児童家庭支援センター、そして、ハイリスク案件を中心に対応する児童相談所が緊密に連携した「三層構造の児童相談体制」の充実を図ります。
- 児童虐待等に関する児童相談に対応するため、児童や保護者等への支援業務のDX化による業務効率化を図り、児童相談所における児童等への支援の充実を図ります。

【関連事業】

児童家庭支援センター事業(子ども家庭福祉課)

新 児童相談体制充実・強化事業(子ども家庭福祉課)

【具体施策編の該当項目】

第2-5-(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【課題】

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器や胃ろうを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児(医療的ケア児)が増加しています。医療的ケア児とその家族が安心して暮らしていけるよう、地域における支援体制を整備する必要があります。

【内容】

- 熊本県医療的ケア児支援センターを設置し、相談対応や情報提供を行います。また、センターに統括コーディネーターを配置し、市町村や関係機関へのフォローアップを行うとともに、人材養成を行います。
- 在宅で人工呼吸器を使用する医療的ケア児に対し、災害時の個別避難計画の策定を促進するとともに、生命維持に必要不可欠な非常用電源設備の貸し出しなどの災害対策に取り組みます。
- 重度の障がい児の医療と療育を提供することも総合療育センターでは、乳幼児に電動移動機器を提供し、自ら移動することで、ベッドや病室での生活だけでなく病院内を自由に探索し、人・環境との交わりを経験し、興味・感心・意欲を高める取組みを進めます。また、小児用電動移動支援機器 2 台を日々のリハビリに取り入れるなど、乳幼児期からの成長を支援します。

また、地域の療育事業所で重心児や医療的ケア児の受け入れが徐々に増えるに伴い、食べる機能に障害がある児童への摂食指導の重要性が増します。地域の療育事業所に繋げられるよう技術者講習会等に職員を派遣し、児童の体格、機能に合わせたより精度の高い評価や指導を行います。

さらに、こども総合療育センターの療育施設であるくまのこ園(児童発達支援センター)では、支援者育成研修等に職員を派遣(ファンダメンタルトレーニング)するほか、最新の TEACCH プログラムの自閉症支援に基づき将来地域で生活する力を育むことに繋げるため自閉症の発達段階に応じた支援を行います。

【関連事業】

- ☐ 医療的ケア児等暮らし安心サポート事業(障がい者支援課)
- ☐ こども総合療育センター管理運営費(障がい者支援課)

【具体施策編の該当項目】

第2-5-(2)-(障がい児支援・医療的ケア児等への支援)

【課題】

熊本県の自殺死亡率(令和5年)は、全国で少ない方から 13 番目に位置しています。全国の小中高生の自殺が最多と高止まりする中であって、本県の 20 歳代以下のこども・若者の自殺者数は横ばいで推移しています。令和6年に県内では 10～19 歳のこども・若者9人が自ら命を絶っており、10 代から 30 代までの死因の最多は自殺となっています。学校や家庭など、複数の悩みが絡み合っていることが多いため、原因や動機の分析は難しいものの、こども・若者の自殺対策は喫緊の課題となっています。

【内容】

- 小学生から大学生までの自殺対策を念頭に、既存のゲートキーパー⁷養成を強化・拡大します。具体的には、ゲートキーパー養成研修の中で、新たに教職員向けの研修を設けることに加え、これまで実施してきた民生委員を対象とした研修について、別枠で主任児童委員の養成枠を設けます。生きづらさを抱えたこどもの背景には、生きづらさを抱えた保護者がいることもあるため、家族全体を支える支援等を行います。
- 大学生向けに実施している養成プログラムについては、一つの大学で実施していたものを県内の他大学でも取り組めるよう拡大を図ります。

【関連事業】

自殺予防等対策強化事業(障がい者支援課)

【具体施策編の該当項目】

第2-5-(4)-(こども・若者の自殺対策)

⁷ ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる者のこと。

【課題】

こどもが健やかに育つための環境を整備するため、通学路等の公共空間において、こどもや若者、子育て世代をはじめとする地域住民の安全・安心の確保が必要です。

【内容】

- 半導体関連企業等の進出に伴い、地域情勢に著しい変化が生じている大津・菊陽地域の通学路等に見守りカメラを設置(令和8年3月から運用開始予定)し、地域の防犯力強化及び安心感の醸成を図ります。
- こども・子育て世代が利用機会の多い「自転車」が関係する交通事故が増加傾向にあることから、交通事故の当事者とならないよう、交通安全アドバイザー(交通安全教育の支援を専門的に行う職員)による交通安全啓発活動等を推進するとともに、通学路等における子どもの安全を確保するため、「県警こども見守り・訪問隊」による見守り活動、安全情報の提供活動等を一層推進し、犯罪被害防止及び交通事故防止を図るほか、各種シミュレータを活用した体験型による効果的な交通安全教育等を実施します。

【関連事業】

- 新 犯罪抑止・少年保護対策費(うち、こどもまんなか見守りカメラ)(警察本部)
- 「こども」と「高齢者」を守る安全・安心実現事業(県警こども見守り・訪問隊)(警察本部)
- 会計年度任用職員雇用経費(交通安全アドバイザー)(警察本部)

【具体施策編の該当項目】

第2-5-(4)-(犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備)

施策を推進するために必要な事項

【課題】

基本方針編において、『「県民が主人公の県政」の考えにのっとり、現場主義を徹底した上で、こどもや若者、子育て当事者・関係者の視点を尊重し、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声も含めて、そうした声にもしっかり耳を傾け、対話しながら、くまもと新時代にふさわしい形でともに未来を創る』こととしています。

【内容】

○「こども未来創造会議」では、次年度以降の具体施策編改定を見据えて、放課後児童クラブの受け皿整備、病児保育の充実、結婚支援のあり方など、特定の論点を深掘りするため、より具体的にテーマを絞った形で意見聴取を行うことで、「こどもまんなか熊本」を実現するための施策に活かしていきます。

【関連事業】

新 子ども・子育て支援事業支援計画推進事業(子ども未来課)
子どもの権利擁護推進事業(子ども家庭福祉課)

【具体施策編の該当項目】

第4-1-(1)-(県における取組みの推進)

【課題】

国の保育士配置基準において、保育士一人が受け持つことのできる人数が3歳児は、20人から15人に一人、4、5歳時については、30人から25人と安心してこどもを預けることのできる体制整備のために配置基準が改正されたほか、今後「こども誰でも通園制度」が本格化することに加え、県のくまもと新時代共創基本方針及び総合戦略、「こどもまんなか熊本・実現計画」(基本方針編)において、幼児教育・保育の質の向上を図ることとしていることから、保育士確保に取り組む必要があります。

また、保育士不足の中、特別な配慮が必要な児童への個別対応に多くの時間を費やさざるを得ないケースが増え、人員不足に拍車がかかり、不適切な保育が疑われる事案が発生する要因のひとつにもなっていることから、保育現場の負担軽減のための取組みを進めていく必要があります。

【内容】

- 保育士等の養成施設において、中高生等に対する保育体験講座等や保育士等の魅力を伝えるキャリア教育・広報を実施します。
- 保育士・保育所支援センターにおいて、離職した保育士等の再就職支援等に取り組む、その運営に要する経費について助成します。
- 保育士支援アドバイザーとして、社会福祉士及び心理士等の資格を持つ職員(会計年度任用職員)を配置し、保育所等の巡回支援による、保育士等の不安解消、勤務環境の改善、働きやすい環境づくりに向けたアドバイスなどの専門職による支援者支援を行います。
- 不適切な保育などの問題事案が発生した際、保育所や保護者からの相談対応や問題解決の支援を行い、収束した後も、保育の質の向上に向けた伴走支援等にも取り組みます。
- 保育士等の専門性の向上と処遇改善を目的として研修を実施し、保育の質向上及び保育士等の人材確保を促進することで、こどもを安心して産み、育てられる環境整備につなげます。
- 保育士資格の取得を目指す学生の確保、保育士の離職防止、潜在保育士の再就職を促す4つの貸付事業を実施することで保育人材を確保し、保育の質の向上につなげます。

【関連事業】

- 新 保育士養成施設に対するキャリア教育等支援事業(子ども未来課)
- 拡 保育士人材確保事業(子ども未来課)
 - 現任保育士等研修事業(子ども未来課)
 - 保育士修学資金貸付等事業費補助(子ども未来課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(1)-イ-(多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり)

第3-2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援

【課題】

公立学校の教職員の働き方改革については、「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」を令和2年度に策定し、業務削減や人材確保等の取組みを行ってきた結果、時間外在校等時間は、プラン策定時の数値に比べると減少しましたが、毎年の減少幅は鈍化傾向となっています。業務の見直しや負担軽減の取組みを促進し、教職員の長時間勤務の改善や労働安全衛生管理の徹底など、更なる働き方改革を進めていく必要があります。

【内容】

- 働き方改革推進アドバイザー等の派遣等により、公立学校における働き方改革の取組を推進します。
- 個別最適な学びの提供のための ICT 環境整備、教職員研修等、全ての教員が ICT を活用する指導体制の整備等により、公立学校における教育 DX の促進を図ります。
- 教員の負担軽減を図るとともに管理職の働き方改革を推進するため、教員をサポートする教員業務支援員を公立小・中学校及び県立学校の全校に配置します。また、管理職の業務負担が大きい学校に対して公立小・中学校には教頭マネジメント支援員、県立学校には教頭等業務サポーターを配置します。
- 県立高校・中学校入試への WEB 出願システムを導入することで受検生・保護者の負担軽減や教職員の事務処理の軽減などによる働き方改革を推進します。

【関連事業】

学校における働き方改革推進事業(教育政策課)

拡 熊本県教育情報化推進事業(教育政策課)

拡 教員サポート事業(学校人事課)

新 入学者選抜 WEB 出願システム(高校教育課)

【具体施策編の該当項目】

第2-1-(3)-ア (こどもたちの学びを支える環境づくり)

第3-2-(2) こども・若者、子育て当事者を支援する人への支援

【課題】

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、また、こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援し、社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成に取り組むことが必要です。

【内容】

- 「こども食堂」、「地域の学習教室」、「地域未来塾」、「地域の縁がわ」など、こどもが気軽に集える地域の居場所づくりを支援するなどして、こどもや子育て世代と地域とのつながりを強め、地域全体でこどもの育ちを応援する気運を醸成します。
- こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組みを通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。
- 「こどもまんなか熊本・実現計画」のPR動画やリーフレット等を活用し、市町村をはじめとする関係機関と連携しながら、計画の周知広報を行います。
- こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報など、情報発信や広報を改善・強化します。
- こどもまんなか応援サポーターに就任しているくまモンが、イベント等への出演を通じてこども・若者に直接的に働きかけます。

【関連事業】

- 新 こどもの居場所づくり支援事業(子ども家庭福祉課)
放課後子供教室・地域未来塾の設置促進(社会教育課)
- 拡 地域の縁がわづくり推進・支援事業(健康福祉政策課)
「くまもとスタイル」子育て推進事業(子ども未来課)
くまもと魅力発信事業(広報課)
くまモンを活用した「こどもまんなか熊本」の推進(くまモン課)

【具体施策編の該当項目】

第3-3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成